○文部科学省告示第八十二号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第五条第一項の規定により、平成二十八年度小学校教員資格認定試験を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月二十八日　文部科学大臣　馳　浩

一　取得できる普通免許状の種類

小学校教諭二種免許状

二　平成二十八年度小学校教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）の実施機関

国立大学法人宮城教育大学、国立大学法人東京学芸大学、国立大学法人横浜国立大学、国立大学法人静岡大学、国立大学法人岡山大学及び国立大学法人熊本大学

三　認定試験の受験資格

次のいずれかに該当する者

イ　大学に二年以上在学し、かつ、六十二単位以上を修得した者

ロ　高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十六条各号の一に該当する者で、平成八年四月一日までに生まれたもの

四　認定試験の施行期日及び場所

イ　第一次試験

(1)　期日　平成二十八年九月三日（土）及び同月四日（日）

(2)　場所　認定試験の実施機関の定める場所

ロ　第二次試験

(1)　期日　平成二十八年十月十五日（土）及び同月十六日（日）

(2)　場所　認定試験の実施機関（国立大学法人宮城教育大学を除く。）の定める場所

ハ　指導の実践に関する事項に係る試験

(1)　期日　平成二十八年十一月中旬から下旬までの間において認定試験の実施機関の定める日

(2)　場所　認定試験の実施機関（国立大学法人宮城教育大学を除く。）の定める場所

○文部科学省告示第八十三号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第五条第一項の規定により、平成二十八年度特別支援学校教員資格認定試験を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月二十八日　文部科学大臣　馳　浩

一　平成二十八年度特別支援学校教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）の種目及び取得できる普通免許状の種類

認定試験の種目	取得できる普通免許状の種類	
自立活動（聴覚障害教育）	特別支援学校自立活動教諭一種免許状	聴覚障害教育
自立活動（肢体不自由教育）	特別支援学校自立活動教諭一種免許状	肢体不自由教育

二　認定試験の実施機関

国立大学法人筑波大学

三　認定試験の受験資格

次のいずれかに該当する者

イ　大学（短期大学を除く。）を卒業した者

ロ　高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十六条各号の一に該当する者で、平成六年四月一日までに生まれたもの

ハ　高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）附則第四条表の上欄の各号に掲げる者

四　認定試験の施行期日及び場所

イ　第一次試験

(1)　期日　平成二十八年八月七日（日）

(2)　場所　国立大学法人筑波大学東京キャンパス文京校舎（東京都文京区大塚三丁目二十九番一号）

ロ　第二次試験

(1)　期日　平成二十八年十月二日（日）

(2)　場所

認定試験の種目	試験場	所在地
自立活動（聴覚障害教育）	筑波大学附属聴覚特別支援学校	千葉県市川市国府台二丁目二番一号
自立活動（肢体不自由教育）	筑波大学東京キャンパス文京校舎	東京都文京区大塚三丁目二十九番一号

○厚生労働省告示第二百十七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十八日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

「英国（ファイフ州を除く。）」を「英国」に、「デンマーク」を「デンマーク　ドイツ（バイエルン州を除く。）」に改める。

○厚生労働省告示第二百十八号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の四第一項の規定に基づき、同条第一項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた講習を次のとおり認定したので、公示する。

平成二十八年四月二十八日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

講習	実施機関		認定年月日
	名称	所在地	
LEC東京リーガルマインドキャリアコンサルタント養成講座	株式会社東京リーガルマインド	東京都中野区中野四丁目十一番十号アーバンネット中野ビル	平成二十八年四月二十八日

○農林水産省告示第千百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十八日　農林水産大臣　森山　**裕**

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県伊豆市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。